

## 新型コロナウイルス感染症の出席停止について

学校法人臼井学園

学校において予防すべき感染症において、新型コロナウイルス感染症については、医師の記載による「治癒証明書（登校許可証明書など）」ではなく、下記の「治癒報告書」の提出をお願いいたします。

出席停止期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」です。（症状が軽快した後1日を経過しても、発症してから5日を経過しない場合には、出席することはできません。最低5日間の出席停止となります。）

新型コロナウイルス感染症に感染した学生は、法令の規定により出席停止となり、その間は休んでも欠席日数には含まれません。登校するに当たっての医師の診察の必要性については、主治医等の指示に従ってください。

新型コロナウイルス感染症が治癒し、登校するときは、下記の「治癒報告書」を提出してください。この報告書は、本人または保護者の方に記入していただくものであり、医療機関で記入してもらうものではありません。

### 治癒報告書

校長 殿

新型コロナウイルス感染症が治癒しており、他に感染の恐れがないことを報告いたします。

#### 記

- 疾患名 新型コロナウイルス感染症
- 発症日（発熱等の症状が出た日） 令和 年 月 日（ ）  
※無症状の場合は、検査キット検査日を記入してください。
- 受診した医療機関名 \_\_\_\_\_  
※検査キットを使用し、医療機関の受診がない場合は、記入の必要はありません。
- 発症日及び療養期間について

| 発症日<br>0日目 | 1日目 | 2日目 | 3日目 | 4日目 | 5日目 | 軽快日<br>0日目 | 1日目 |
|------------|-----|-----|-----|-----|-----|------------|-----|
| /          | /   | /   | /   | /   | /   | /          | /   |

月日を記入

※受診した場合は、医療機関の領収書または薬袋の写しを添付してください。（日付を確認できるもの）

なお、医療機関が発行する検査結果や陰性証明書等の提出は必要ありません。

- 欠席した期間 令和 年 月 日（ ）～ 令和 年 月 日（ ）

提出日： 令和 年 月 日

学科 年 本人(保護者)氏名